

平成22年（2010年）紀北町6月定例会会議録

第 5 号

招集年月日 平成22年6月8日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成22年6月18日（金）

応 招 議 員

1 番	東 篤布	2 番	中村健之
3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
5 番	川端龍雄	6 番	北村博司
7 番	玉津 充	9 番	平野倅規
10番	岩見雅夫	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	会計管理者	長野季樹
総務課長	中場 幹	財政課長	堀 秀俊
危機管理課長	五味 啓	企画課長	川合誠一
税務課長	家崎英寿	住民課長	平谷卓也
福祉保健課長	谷 吉希	環境管理課長	倉崎全生
産業振興課長	中村高則	建設課長	山本善久
水道課長	奥川 英	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教育委員長	大和秀昭	教育 長	安部正美
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	村島成幸
監査委員	井上 寛	総務課長補佐	工門利弘

職務の為出席者

事務局長	中野直文	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志		

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

17番 松永征也	18番 垣内唯好
----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9 時 30分)

---

北村博司議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので開会いたします。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

---

北村博司議長

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

議事運営上、朗読は省略することにいたしたいと思っておりますので、ご了承をお願いします。

---

## 日程第 1

北村博司議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

17番 松永征也君

18番 垣内唯好君

のご両名を指名いたします。

---

## 日程第 2

## 北村博司議長

次に、日程第2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件につきまして、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務財政常任委員長 東清剛君。

### 総務財政常任委員長 東清剛議員

おはようございます。

平成22年6月定例会において、総務財政常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、報告いたします。

付託された案件は10議案でございます。

付託された案件の審査にあたり、議案第27号 紀北町水道水源保護条例について、新規条例のため、総務財政常任委員会で取り扱うことになりましたが、委員から、水道に関する事務は、産業建設常任委員会の所管になるため、連合審査を開催してはどうかとの意見があり、6月8日の本会議終了後、総務財政常任委員会を開催し、全委員一致で連合審査開催の申し入れを決定し、産業建設常任委員会に申し入れましたが、その申し入れに対し、産業建設常任委員会では、不同意と決定されたので、これを受け、総務財政常任委員会のみでの審査を行いました。

当委員会において、6月9日、午前9時30分から委員会室におきまして、また、6月10日、午前9時30分から別館大会議室におきまして、両日、委員7名、全員出席のもとで開催いたしました。

説明のため出席した者は、水道課、総務課、財政課、企画課、税務課、危機管理課の各課長及び職員でありました。

それでは、審査した議案順により、経過と結果について報告いたします。

まず、議案第27号 紀北町水道水源保護条例でございますが、これは長時間にわたりました、審査の経過と結果がありますので、報告を最後にさせていただきたいと思っております。

まず、議案第28号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

まず、委員からの質疑として、夫婦の職員の場合に取得できるのかの質疑に対し、今まではどちらか1人だけしか取得できませんでしたが、法改正により、役場職員に限らず夫婦で

取得可能となりましたとの答弁でございます。

また、今までにも勤務時間を短縮する制度はあったのではないか。また、嘱託嘱託職員にも適用されるのはどうかとの質疑があり、早出遅出勤務、育児短時間勤務は以前から制度化されていました。また、この制度は一般職員のみ適用となり、嘱託職員につきましては、産前産後の休暇のみとなります。

他の委員からは、育児休業の取得状況と取得期間は何年ですかの質疑があり、現在は取得している職員は5名です。期間につきましては本人の申請によりますので1年から3年との答弁でございます。

以上で、質疑を打ち切り終了し、討論なく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第29号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともなく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第30号 紀北町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともなく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第31号 紀北町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

半島振興法にもとづく工場の誘致区域の申請区域はどこですかの質疑に対し、工業適地というものを指しているのであれば、海山区では小松原地区だと聞いておるとの答弁でございます。

対象区域は全域ということで良いのか。また事業者は過疎減免と半島振興減免の有利なものを選択できるのではないかの質疑に対し、半島振興対策実施地域は紀北町であります。過疎と半島振興減免については有利な過疎減免を選択する事業者が多いとのこと。また、区域内の製造業者が対象だとの答弁ございました。

以上で質疑を終わり、討論なく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第33号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の審査を行いました。

初めに、「財政課」所管分については、質疑なく終了いたしました。

次に、「企画課」所管分については質疑があり、この事業は、けいちょうは該当しないのかとの質疑に、この事業は、移住・定住を目的とする事業ですので、趣旨が違ってきますとの答弁でございます。

この補助金はどのような事業を実施するのかとの質疑に、この補助金を活用してNPO等が22年度中に、田舎暮らし生活体験事業やアーティスト・イン・レジデンスなどを実施するとの答弁でございます。

また他の委員から、移住・定住はその地域が受け入れなければ実現しない、各地域の立ち上がりを働きかけてはどうかとの質疑に対し、その成功例は、移住を検討している方の参考になってもらえると思います。安心感を与えてくれるその事業については、町の空き家バンク制度や移住・定住に取り組む団体であり、複合的に実施していく必要があります。また、その地域と仲良くやっていくことが大切ですので、地域によく溶け込んでいただいております、参考にしていただきたいとの答弁でございます。

また、空き家バンクの状況は。利用登録は50件ありますが、現在空き家登録が4件で少ないとの現状でございますとの答弁でした。

以上で、議案第33号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第1号）に関する総務財政常任委員会所管関係の質疑はすべて終了し、討論なく、採決に入り、全員賛成、よって本案の当委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第35号 財産の取得についての審査を行いました。

まず委員から、安く購入できるのですが、建物が含まれているということでのいいのかとの質疑と、また取り壊し費用も含まれているのかの質疑に対し、課長からは、すべて含んだ価格となっており、算定方法につきましては、県と町の不動産鑑定士の平均価格から取り壊しの鑑定額を引いて、さらに減額分を引いていただいたという答弁でございます。

また、取得目的には、本庁舎等とありますが、等の範囲を説明してくださいとの質疑があり、仮契約書に指定用途に8年間供しなければならないとあり、指定用途につきましては、普通財産減額譲渡申請書に規定した用途となっております。等の範囲につきましては、紀北中学校仮校舎としての一時使用、庁舎及び生涯学習施設でありますとの答弁でございます。

またその委員から、庁舎移転について海山区への説明会を進言しているのか、町長に伝えるということでしたが、その後、町長との話し合いを持たれたのか、庁舎移転まで期間があり、海山区民の方もいろいろ心配しているので、是非、町長に説明会を開催するように伝え

てくださいとの要望があり、その話は聞いておりますが、庁舎移転等の話は何回も行ってありますが、住民の方々にどのような方法で周知するかという協議はしておりません。また、その要望については伝えさせていただきますとの答弁でございました。

また委員から、取得の手順として、紀北町の定例会の35号の財産取得の議案が可決されて、その後、県議会で財産処分の議決を行うとの理解でいいのですかの質疑に対し、仮契約書中、三重県議会及び紀北町議会の議決が得られた時点において効力を有するとありますので、日程の関係にもよりますが、両議会の議決が必要ということでもありますとの答弁でございました。

また他の委員からは、現在、尾鷲高長島分校では、海山リトルシニアが毎週、グラウンドで練習しておりますが、硬式野球のため、練習場所がなかなかないとのことがありますが、どのように検討されているのかとの質疑に対し、練習場所として、町としてどうすべきかを含め、関係課に報告させていただき、町長にも伝えますとのことでございます。

また他の委員からは、財源を説明してください。庁舎等改修及び改築基金はいくら残っているのかの質疑があり、財源は合併特例事業債と庁舎等改修及び改築基金繰入金と一般財源となっております。また、平成22年度末残高は 6,875万 1,424円との答弁でございました。

質疑を終了し、討論に入り、反対討論として、取得条件については非常に有利であります。当件については3月議会において修正案を提出している立場から、取得目的の庁舎移転用地には賛成できません。よって当議案については反対でありますとの反対討論がありました。また、賛成討論はありませんでした。

採決に入り、賛成多数、よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第36号 専決処分の承認を求めるについて〔紀北町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例〕の審査を行いました。

質疑に入り、議案第38号の補正予算の専決処分とあわせて、地方自治の精神に反していません。専決処分できる4項目の規定のどれにも該当しません。県及び全国町村議長会でも大きなテーマとなっているのは、専決処分が増えていることです。議会の審議を形骸化させています。事情が何であれ、厳しく対処するよう申し入れがありました。専決処分を専決した時点で有効となり、追承認するしかないからです。町村議会ではほどの事情がない限り認めないということが意思であり、二元代表制の根本に反します。だから承認すべきでないが、いかがかという質疑があり、課長からは、いろいろ指摘いただきました。大変申し訳ござい

ません。今後専決処分は注意を払い、心して進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いますとの答弁でございました。

でまた他の委員からは、専決処分することがわかっていたのなら、なぜ行政報告をしなかったのか、なぜ臨時議会を3月中に開かなかったのか、根本的な問題です。二元代表制の根本を揺るがしています。地方自治法を議会として姿勢を示すべきですとの指摘がありました。

それで質疑を終了し、討論に入り、反対討論として、地方自治法第179条第1項の規定によるとありますが、あてはまらないことから、地方自治法に違反し、承認すると瑕疵になるという理由で承認すべきではありませんとの反対討論がありました。また、賛成討論はありませんでした。

採決に入り、賛成少数、よって、本案は不承認すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて〔紀北町税条例の一部を改正する条例〕の審査を行いました。

質疑に入り、委員から、たばこ税の税率が上がったということによいのか。また、いつから引き上げられたのかとの質疑があり、千本当たり3,298円から、4,618円への引き上げをするものです。これは10月1日からとの答弁でございました。

また、法改正はいつあったのか。で、たばこ税の収入を上げようという努力はしてないのかとの質疑があり、法律は平成22年3月31日に公布されております。法改正の趣旨が国民の健康を守るため、たばこの消費を抑制することが目的であるため、福祉や健康の観点から消費を上げる取り組みをするのは控えたいと考えておりますとの答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論なく、採決に入り、全員賛成、よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて〔平成21年度紀北町一般会計補正予算（第5号）〕の審査を行いました。

質疑に入り、時間外勤務手当を支給している職員と管理職特別勤務手当を支給している職員の役職を聞かせてくれとの質疑があり、主幹以上が管理職となり、管理職特別勤務手当に該当し、係長以下が時間外勤務手当に該当しますとの答弁でございました。

また他の委員から、専決処分に該当する事由が発生したのが2月28日で、専決処分を行ったのが3月31日であり、1カ月以上費やしているのは、精算が難しかったのか、どういう理由なのか教えてくださいとの質疑があり、ご指摘のとおり、私どもの精算、集計に時間を費

やしたことと、総務課においても集計に時間を要したと聞いております。いずれも事務の煩雑化によるものだと認識しておりますとの答弁でございました。

また他の委員から、補正予算の専決処分はよほどのことがない限りすべきでなく、議会の権能の予算審議は重要な部分であるから、もってのほかであります。また3月議会中に、精算の追加議案をあげるケースも可能であるので、手間を要したとの理由では片付けられませんかとの質疑がありました。

また他の委員からは、2月28日、日曜日だったかと思いますが、積算した人数、金額や招集して勤務した時間など、どのように把握しているのか、その把握方法を教えてくれとの質疑があり、役場内にはタイムレコーダーがあり、自分でタイムカードを打刻することになっていますので、それを時間外命令簿に記載して、決裁をもらっていて支給をしているとの説明でございました。

以上で質疑を終了し、討論なく、採決に入り、全員賛成、よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

続きまして、議案第27号 紀北町水道水源保護条例の審査を行い、その経過と報告をさせていただきます。

まず質疑に入る前に、参考資料として白石市、福島市の条例の配付を行いました。

本会議でも説明しましたが、紀北町水道水源保護条例は旧紀伊長島町の条例をベースにして、白石市等の条例を参考にしてつくっておりますとの、まず初めに奥川課長からの説明をいただきました。後、審査方法についての提案があり、それぞれ逐条で、審査の方法ですが、重要案件であると受け止めていますし、あとに戻ったり前後したりして、順調にいかないような気がしますので、提案の条例の目的と条文が出ていますが、目的、定義、町の責務といった順番にあって、逐条的にやっていただきたいという提案があり、異議なしの声があり、そのように進めるようにいたしました。

まず委員から、確認も含めてとの質疑があり、目的の中には紀北町の汚濁を防止し、その水源を保護しとありますが、現在、業務を行っているプラントとか産廃については、この目的をクリアしているのですか、そういったことも調査していますかとの総体的な質疑があり、課長からは、既存施設につきましては、この水道水源保護条例においては対象外となりますが、水質汚濁防止法で基準をクリアしていることを確認しておりますとの答弁でございました。

また関連で、産廃施設採石とか、これは最初は県に申請するのですか、この条例を設定し

た場合、水道課や関係課と協議するというのですが、当然、条例の審議会で諮るわけですね、という質疑に対し、業者はまず県のほうに許可の申請書を出します。そのあと県のほうから環境管理課、水道課に意見聴取が行われます。それで県の方から業者に対して、水道課等とも協議をしてくださいと指導をします。条例の対象事業場であれば審議会で諮問します。答申結果に基づいて事業認定する、しないということを業者に通知します。そのような通知をもって業者が県に申請するという流れになっておるとの答弁でございました。また課長から補足として、産廃の許可、採石業法の許可は県の許可でありますので、当町では許可できません。ただし、水道課としましては規制対象事業場として認定するかしらないかということになりますとの答弁でございました。

また他の委員から、尾鷲の採石の新規事業についての経過説明、また旧紀伊長島区の水道水源保護条例の修正等の資料が参考資料として配付され、詳しい内容の説明を受けました。その中で、本会議でも質疑のあった経過措置の件ですが、原案にはあったが修正されたとの説明も受けました。

それでまた、その後、他の委員から、4月30日の全協のときに委員に配付された紀北町水道水源保護条例逐条解説というのは、非常に全般にわたってその趣旨や内容について解説されているように思います。今日の審査にあたって、私も再度見直したのですが、参考になったように思います。目的で課長に確認したいのですが、水道水源保護条例をつくるにあたって、考え方として水道水源の枯渇防止にたつという考え方と、水質の汚濁防止という考え方と、枯渇と汚濁防止の両方を目的に含めるという考え方があると思いますが、今回の紀北町の条例は旧紀伊長島町の条例を参考にして、その双方について枯渇も汚濁も両方の目的を持つものとして立案されたというふうに理解してよろしいですかの質疑に、目的につきましては水道法に基づき、水の供給の安定ということを考えておりますので、枯渇、汚濁を主眼に置いた目的としておりますとの答弁でございました。

それで逐条でということで、目的と定義のところでは第2条(1)で、水源がありますが、この場合、今回の条例で旧海山町における浄水場の浄水施設が抜けているのですが、現在でも浄水場があります。当然、貯水施設に含まれているというふうに理解しての提案だと思えますが、水道法の関係で水道施設という点では、取水施設、貯水施設、給水の施設を導水施設、浄水施設に含むということになっているのですが、海山における浄水場については水源の定義との関係でどのように位置づけているのかとの質疑があり、昨日、配付させていただきました参考資料の3枚目の表をご覧くださいなのですが、こちらの指定の範囲の考え方

なのですが、海山区の場合は便ノ山浄水場、3番目としまして中里浄水場という言葉がございます。今回の資料は旧紀伊長島町の考え方を踏襲した場合の案として出させていただいておりますので、取水井という言葉に変えさせていただいております。水道法の関係で浄水場というのは施設全体を表すことであろうと思いますので、取水施設、貯水施設という原水に係のある施設ということで記載させていただいております。正確な表現に変えたと当方では考えておりますとの答弁でございました。

また他の委員から、それは法律の専門家に確認しているのですか。常にこれは訴訟の対象となるのですが、いかがかという質疑があり、この条例につきましては、本町の訴訟の代理人等々に確認させていただいておりますとの答弁でございました。

浄水場の話ですが、浄水場を持たない水源もありますね。下地がそうじゃないですか。いかがですかとの質疑に、浄水場と取水施設が別という話ですねとの課長の問いに、現実でございますとの答弁でございました。

またその委員からは、ただ問題は水源の枯渇なのです。法的に裏付けのある規定でないと私は思います。過去の経緯を言うなど言いますが、もともと議員提案の中に水源枯渇の定義はなくて、総務委員会の議論の中で工業水道法からたまたま見つけて、これしかないということです。で、温泉法には規定が明確にありますので、水道法には水源の枯渇はないということです。で、いかがですかの質疑に対し、課長からは、枯渇の表現はないとの回答をいただいております。

また他の委員から、弁護士とのすり合わせのときに、どうなっているのですか、この新しい条例は大丈夫だと弁護士は言っているのですかとの質疑に対し、裁判の判決文にございませし、顧問弁護士に確認しておりますが、基本的に敗訴しましたが、水道水源保護条例が違法であるということはお出しておりません。ただ、配慮義務ということで敗訴したと、判決文の中にも条例が違法であるといった表現は全くございませんので、そのあたりをご理解願いますとの答弁でございました。

またその委員から、最高裁は何とも言えない判決を下したと感じており、条例に触れないで条例をつくって規制したということが、この裁判の原因です。この条例が触れられていないことから、関係ないというのは私は甘いのではないかと質疑があり、基本的には、条例の瑕疵については言われていないのが現状だとの答弁でございました。

また、その後今に産廃訴訟、それから損害賠償請求等のいろんな経緯、詳しい委員からの説明等があり、それぞれ委員の方は知識として随分持たれたかなと私は思っております。

その中で水源の枯渇の話が。また委員からは、水源の枯渇の話が出ていますが、条文では取水施設の水位を著しく低下させとありますが、また、5号に水源の枯渇をもたらし、またはそれらのおそれのあるということですが、現実にその判断基準がないわけですが、その辺について、条例とか規則でどのようにしていくのかということが明らかになっているのでしようかとの質疑に対し、判断基準といいますのは、例えば水量でいいますと何トン以下とといったものだと思いますが、説明させていただきましたように、場所によって流域と地形等も違いますし、業者が取水する深さによっても水量が違ってきます。ですから、基準を設けるとするのは非常に難しいと考えております。そのために専門家の委員を審議会の審議委員として委嘱させていただいて、審議会の中でその地形等を考慮しながら審議していただきたいと考えておりますとの答弁でございました。

またその委員から、実際に資料の中で7つの取水井戸があるわけですが、例えばこの枯渇という問題を討議するのに、その現在の水位とか、平常な気象変動など、どうなのかという資料をお持ちですかとの質疑に対し、水道課長は、水道課が管理しておる取水井については、データは管理しております。また、その資料について後ほど提出させていただきますとの答弁でございました。

また、水道水源保護地域の指定の案についての説明が求められ、本会議でいただいた表についての確認についての説明が求められました。

またその委員からは、枯渇についての質疑があり、枯渇を抜いたほうがいいのではないかという意見が出ました。水源の保護だけでいけるのではないかとの意見もありました。それに対して課長は、枯渇の表現を削除し、保護で枯渇も対応できるのではないかという意見だと思っておりますが、その場ではお答えできないのでということで、また後に答弁をいただくことになりました。

また他の委員からは、目的は町民の生命及び健康を守ることが目的になっていますが、一方で、著しく低下させる枯渇をうたっていますが、当町のどこまでいったら枯渇かという問題もあるのですが、企業活動とか営業活動以外でも枯渇の恐れがあるのですね。もしそういった事態に、枯渇した場合、その企業活動に対して取水制限をすとかのことが、この条例の中でできるのかどうか、私はこの条例でこの点についてを明確にやるべきだと思うが、いかがかの質疑に対し、ごもっともな意見だと思っておりますが、県の許可基準に対して当町が意見を言うのはなかなか難しいと思っております。議員のお話は全国的に枯渇、渇水になった場合ということであろうと思っておりますが、その時点には町の責務といたしまして、町は水源の保護にか

かわる施策を実施しなければならないという町の責務がございます。過去にポンプを深く掘り下げたという経緯等もございますので、町の施策を第一優先にさせていただいて、なおかつ企業の方に協力を求める形になろうかと思うとの答弁でございました。

またそういう中で、電源開発の件、OCS等の件についての質疑もございました。次にまた他の委員から、水源地区の区域ですが、海山区では下流域 100mということで、リサイクルセンターがかからないのかどうかとの質疑があり、下流域 100mということでリサイクルセンターがぎりぎりぐらいのところに入るとの答弁でございます。

また、その委員からは、2年前にダイオキシンが問題となりましたが、風はいつも山から下に向かって吹くとは限らない。反対に吹いた場合にはダイオキシンが井戸に落ちる危険性はあるのではないかと思います。そういったことで対象事業場の中にリサイクルセンター等を入れるべきではないかと思います。どうかとの質疑に対し、このあたりについては審議会で協議していただきたいとの答弁でございました。

また、先に提出を求めた各取水井の水位の表について提出されましたが、なかなか見にくいので、改めて提出を求めることにいたしました。

また、本会議でも出ていましたが、ボーリング調査をしたのかという質疑があり、町としてはボーリングはしていないとのこと。それは井戸を掘るときにはしているけども、訴訟の関係でのボーリングはしていないとの答弁でございました。

また2条の関係の別表で、規制対象事業を別表、さらに規制の中で定めていますが、今回、石を取るほうの採石が入っていて、他県の条例は砕く石の規定だと思います。尾鷲市では取る石ですが、お手元にある県内の13市町の水道水源保護条例の重要部分については、一覧表でございますが、これを見ても対象としていますのが、砕く石でして、取る石に限定したというのは理由があるのかとの質疑に対し、別表第2号の関係につきましても、代表的なものということで記載しております。産業廃棄物と採石業ということでさせていただいておりますとの、あくまでも代表的なものであるという答弁でございました。

後にこれが取る石なのか、砕く石なのかということで、それも検討ということで、次の日に持ち越したんですけども、採石業の中に、取る石のほうに採石も含むという理解だという説明を受け、納得いたしております。

また次に3条から5条までの、町、町民、事業者の責務というところでの質疑があり、町の責務ということになっていますが、公営企業法の関係で管理者を設置するということになっていると思いますが、条例で定める管理者を置かないということもあります。今回の条

例については管理者は設置しないということで、町の責務としたのでしょうかとの質疑に対し、管理者というのは水道の管理者ということで、町長ということになります。この町というのは、町全体で水道の安全施策を講じるということでございますとの答弁でございます。

また他の委員からの質疑に対し、事業者の責務ということについての質疑で、事業者の責務でございますが、必要な排出水の管理とかを行っていただきたいということになっておりますとの答弁でございました。

またその委員から、水質検査についての質疑があり、対象事業場については義務づけるといいますが、排出基準を超えた場合は指導させていただきますが、今、既存の施設に対しては水道課としては水質検査を命じることはできないと考えておりますとの答弁でございます。また、業者には協力いただくということでございますとの回答でございます。

委員からは、強制的なものじゃないのか、任意的なものなのかによって、例えば水質検査を月1回とか、年何回とか強制的にできないかとの質疑があり、それに対し、課長は水質汚濁防止法等もございますので、日常の管理が必要であるということございまして、水道水源保護条例によって強制的にしなければいけないというものではございませんとの答弁でございます。

また事業者の責務ですが、今回、対象事業で別表では定めているものの、規則で定めているものはすべて許認可の要るものなのかとの質疑に対し、基本的には水質汚濁法の施行令のほうから引っ張ってきていますので、届出等の要るものだと考えておりますとの答弁でございました。

また他の委員から、対象事業場に許認可の必要のない業種はありますか。水質汚濁法の政令では別になっていませんね、砕くほうの採石と砂利採取については政令の59番、採石業の用に用いる施設で水洗式云々とございますが、別にしないと駄目ではないかとの、また質疑があり、規則のほうには別表第2表関係ということで、午後に砂利採取業の用に供する水洗式分別施設ということで、ここで砂利採取業の用に供するが掲載されております。条例のほうには主な2点を記載させていただいているということの答弁がございました。

---

## 北村博司議長

まだ、水道水源保護条例関係の審査の報告は、まだ半分ぐらいですので、ちょっとここで

休憩します。10時30分まで休憩します。

(午前 10時 20分)

---

#### 北村博司議長

それでは休憩前に続いて、会議を開きます。

(午前 10時 32分)

---

#### 北村博司議長

総務財政常任委員長の委員会審査の結果報告を続行いたします。

総務財政委員長。

#### 総務財政常任委員長 東清剛議員

それでは休憩前に引き続き、委員長報告をさせていただきます。

水源保護地域の指定というところでの質疑が随分ありました。その中で、小松原団地も含まれるのではないかとこの質疑がありましたが、今回、条例の中で特別なことにはしないという答弁がございました。省くという立場で即答はできないとの答弁があり、翌日まで結果を持ち越したようなことでございます。

次に、水道水源保護地域を示す図書を縦覧に供しなければならないとありますがこの質疑に、課長からは、水道水源保護地域の指定をかけますと、事業所等の関係者も出ていますので、皆に縦覧するというので、単に縦覧することが適切だと考えております。また縦覧に関しての異議申立は60日以内との答弁もいただいております。

また委員からは、地域の指定とともに委員の任命についての質疑があり、そこで町長の出席を求め、町長より答弁をいただいております。審議会委員のことですが、現時点では、旧紀伊長島町、旧海山町の委員の皆様が、まだ委嘱されている状態でありますので、今までの審議会委員の皆様のことを踏まえたくて選ばさせていただきますとの答弁でございます。

この水道水源保護条例を生かすも殺すも、その水道水源保護審議会の委員の皆様の審議によるものだという事なので、委員の選任には十分注意されたいとの指摘もございました。

またその中で、この条例をつくるについて、他の市町の条例を参考にしたのかという質疑があり、その中で、現在条例で訴訟となっている件と、またその結果についての報告もなされております。

また、本会議で経過措置についての問題が出ておりますが、委員会の質疑として、考え方ですが、全国では各地の産廃問題が発生していて、それぞれ水道水源保護条例で、この問題を取り扱っているという経緯がありますので、経過措置の問題が必ずしも該当するとは限らないのですが、いろいろと判断することがあると思います。いかがかとの質疑があり、現在のところ既設業者について経過措置を適用しておりませんとの答弁でございました。また、既存の施設につきましては水質汚濁防止法等で規制がされているとの答弁でございました。

また委員からは、紀北町にもそういった既設事業者が現実にいるわけですから、排出もそうですけども、その事業者はということで、非常に最近言われているのですが、飲み水ばかりではなく、海が非常に汚れているとの意見もあります。水道水源保護区域に事業者があればですが、当然、この網の中に被ってくるわけですが、調査はやるべきだと思いますがとの質疑に対し、なかなかその取り締まりはしにくく、環境保護条例等の条例制定が必要なのではないかとの意見もありました。

また他の委員から、経過措置をどうするのかも含めますが、事務局が検討したいというところで何点かありましたので、保留したままで委員会の採決をとるのはよくないと思いますので、今日のところは審議を打ち切って、明日に討論、採決ということで、明日の他の審議が終わった後に、弁護士とか上司とか町長とかの協議する者を含め、今日、保留されたものについては、明日、答弁いただくということで、その報告を踏まえて討論、採決ということでいかがかとの提案があり、異議なしの声があり、翌日にその検討結果も踏まえての説明を受けました。

まず、前日よりの水道の取水井の水位の表についての説明を受けました。それは水位を十分水道課は管理しているとのデータが出ておりました。

また、小松原団地の件ですが、町長と協議したところ、水道水源保護条例につきましては、規制ありきの条例ではないということで、優良企業であれば特に問題はないという考えであります。逆に除外規定を設けることのほうが、今後いろいろな問題を生じるものではないかという判断になりまして、申し訳ございませんが、町としては除外規定は設けないという回答をいただいております。

また委員からは、住民説明会の開催の要望があり、それについては町長に伝えるというこ

とでの答弁がありました。

質疑を終了し、討論に入り、反対討論として、合併してからすでに5年が過ぎ、両町が合併したことによって、すべての事項について精査しながら、1つのものにしていくということは重要であり、していかなければならないと思いますが、この水道水源保護条例につきましては、やはり大きな1つの事件を抱えて、その関連で今でもなお係争中であるということから、私はこのことからもっと慎重に枯渇ひとつにしても、きちんとした条例を維持できるようなことをもって研究すべきではないかという点で、反対討論をしますとの反対討論がありました。

また、賛成討論として、今回の条例ですが、かなり慎重に審議したつもりですが、審査について他の市町の全国的な条例についても、私自身が参考にしましたし、それからこの種の水道水源保護条例制定にあたっての基本的な考え方、あり方を勉強したのですが、紀北町水道水源保護条例制定については、かつての旧紀伊長島町の保護条例を参考として、提起されたという経緯も説明されましたけれども、全国的にみて専門的な学者の全国会議の中でも、旧紀伊長島町の条例は裁判になったということもありますが、かなり参考条例として示されているという経緯もございます。そういう面で、今回の紀北町水道水源保護条例は十分に各市町の条例を参考にし、旧紀伊長島町と旧海山町の条例を検討したうえで、双方の良い点をとって条例に仕上げたということで、他の市町よりもより明確に補充をしたという点もありましたし、非常に研究のあとが感じられると思います。これから運用にあたっていろいろと心配される面もあると思いますけれども、目的にあげておる趣旨に従って、我々としても十分にこれを生かしていきたいと思っておりますし、目的の中では水道課の方の逐条解説の中で述べられておりますけれども、この理念とは水道法の考え方にたって設定してきたということで、この点を評価し、賛成の立場での討論をさせていただきますとの賛成討論がありました。

採決に入り、賛成多数、よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、総務財政常任委員会に付託された案件すべての委員長報告を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

#### 北村博司議長

以上で、総務財政常任委員長の報告を終わります。

次に、教育民生常任委員長 平野隆久君。

#### 教育民生常任委員長 平野隆久議員

おはようございます。それでは平成22年6月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、報告いたします。

去る6月11日、午前9時半から委員会室におきまして、委員7名全員出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、学校教育課の各課長及び職員でありました。

それでは審査した議案順により、経過と結果について報告いたします。

まず、議案第32号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について審査を行いました。

質疑に入り、当町において、非自発的失業者をどのくらい把握されているのか。この人たちを違う方向でカバーできる方法はあるのかの質疑に対し、問合せがありますのが現時点で10名程度です。前年の所得が保険料算定の基となりますが、それを100分の30で算定しようとするものでありますとの答弁でありました。

リストラ・失業が理由で、雇用保険をかけていた人が対象ということですが、今は不況で高齢により、自然に働けなくなった人も対象になるのかの質疑に対し、リストラ等により失業された方が対象です。基本的には法に基づいた資格者が明記されており、雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給資格者と雇用保険法第13条第3項に規定する特定理由離職者であり、受給資格を有する者で、1つ目が倒産等により離職された方、2つ目が労働期間の満了で新たな契約をされない離職者に限られておりますとの答弁でありました。

続いて、65歳を過ぎたので働けなくなり、年金から保険料を払うのですが、年金からの特別徴収は、支払額の2分の1を超えると普通徴収となり、その通知に目を通していなかったため、未納となっている実例がある。保険料収入が少なくなった中で払わなければならないが、そのあたりの救済方法はないのか。滞納を生み出さないようにするためには、その方が大きな額を払うだけでも生活保護を申請するなどの救済はできないのかの質疑に対し、現時点では所得に基づいた、あるいは資産に基づいた割合で算定されており、所得は前年の所得が対象となりますので、今のところそのような方の救済措置はありません。所得があったときの、このようなシステムであることは、住民の方々もある程度ご理解いただいていることと思いますので、今のところ所得があったときに今後の蓄えをしていただく以外に方法はないかと思っておりますとの答弁でありました。

保険料の軽減制度ということで、これに対する国の何らかの予算措置はないのか。減額対象者等の状況が把握できるのはいつかの質疑に対し、国の措置につきましては、財政調整交

付金にて措置していただければと思います。受付は随時行いますので、最終的には年度が終了してからになりますとの答弁でありました。

事務費についてはシステム改修費が必要ということですが、事務費に対しての国の支援はどうなっているのか。あとこの措置の期間はどの程度なのかの質疑に対し、事務費につきましては、基本的には国からの補助があります。その金額について費用の全額を措置していただけるのかわからないため、一旦、一般財源にて予算措置をし、金額が確定した段階で財源の振り替えを行いたいと考えています。あと保険料の軽減の期間につきましては、離職するまでの所得が保険料に影響する期間について軽減するものであります。この軽減措置の終了する期限は決められていませんとの答弁でありました。

雇用保険に入っている方で失業と認定されてから、この制度を受けられるということで、これまでに社会保険等に入っていた人が、国保へ入るときだけに適用されるのか。またハローワークに失業保険の手続きに行った際に、この制度に関して指導していただけるのかの質疑に対し、国保に入る際の適用となります。厚生労働省からハローワークと市町との連携をとるように言われており、ハローワークでは、窓口にてこの制度に該当する方に案内をわたしていただいております。それにより役場の窓口にお問い合わせをいただいておりますが、10件ほどあります。雇用保険に加入していたことが必須条件となっておりますので、国保に入って雇用保険もかけている方につきましては、対象になろうかと思えますとの答弁でありました。

平成22年度以降の保険料の減免の特例としてあるのは、離職日の属する月の翌年度末までとなっているが、また、2年という制限がなしになるということかの質疑に対し、これは新たに被保険者が75歳になり、後期高齢者医療保険に加入するときに、家族が単独で国保に加入しなければならなくなった場合に軽減するものでありまして、これは制度が開始して2年に限るとされているものの、期限がなくなるというものであります。

括弧書きを削り、該当する者という表現だけでよかったのではないのか、括弧書きがあることによって紛らわしいように思うが、当分の間を経過したら元に戻ることもあるので、括弧を残したのかの質疑に対し、当分の間となっており、括弧書きを取ることができないためにこのような表記となっており、当分の間が経過したら元に戻ることもあるということですのでの答弁でありました。

軽減の対象者の数と軽減に対する財源措置はの質疑に対し、対象者につきましては、細かい資料を持ち合わせておりませんので、後ほど提出させていただきます。軽減に対する財源

措置につきましては、調整交付金に算入していただいております。

後に提出された資料としまして、平成21年度新たに国保加入された者7名、平成21年度保険料減額の額29万5,622円と、後に資料提出されたことを報告します。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

続いて、議案第33号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の審査を行いました。

まず「福祉保健課」所管分の審査を行い、質疑に入り、町が補助金の交付決定をして、国から町が補助金を受け取るという事業ではないのか。町もこの事業に対して責任を持って監督していく必要があるのではないのか。また、この事業の補助対象になるグループホームの介護保険計画上の生活圏域はどこかの質疑に対し、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業として、スプリンクラーの設置にかかる補助金で、交付対象者はグループホームゆりかごで、全額国庫補助金を充当し、町が交付決定するものであります。予算を計上するにあたっては、町としましても現地に赴き、事業者から聞き取りも行っております。事業の監督の責任もあるものと思っております。生活圏域は海山圏域ですとの答弁でありました。

この事業の補助金の補助率と消防法の規制は275㎡以上とのことですが、全体で559㎡になるので、175㎡のグループホーム部分だけにスプリンクラーを設置するということかの質疑に対し、平米あたりの補助単価が決まっております、平米あたり9,000円となっております。建物全体にスプリンクラーを設置する予定です。設置面積は559㎡となりますが、補助の対象となるのはグループホーム部分の175㎡となっておりますの答弁でありました。

町内にスプリンクラーを設置していないグループホームが、ほかにありますかの質疑に対し、現時点で高齢者のグループホームは町内にもう1箇所ありますが、今のところ設置の時期は未定とのことで、スプリンクラーは設置されておられません。消防法の設置義務の猶予期間は24年3月までとなっております。

以上で、福祉保健課の質疑を終了しました。

次に「学校教育課」所管分の審査を行い、質疑に入り、学力定着調査研究事業について、各小学校で学力の調査研究のためとのことだが、これは全国統一学力テストとは関係があるのか。また、これは本年度だけのものかの質疑に対し、全国統一学力テストとの関係につきましては、若干の関係があります。今までも小学校におきましては、学力向上に向けてそれぞれ取り組みを行っているわけがございます。今回、三重県が新たな事業として県費をつけて、各小学校におきまして学力向上のために調査研究するものです。三重県内におきま

しては、15の市町が実施するもので、補助金につきましては本年度のみの単年度事業でございます。次年度以降につきましては、学力向上を図るため、補助金が付かなくても紀北町教育委員会として今後も続けていくものですとの答弁でありました。

中学校の修繕費について、今、紀北中学校にある既存のものがどれだけ使用できるのかも含めて具体的に説明を、またLAN配線について、2年間経ったあと新しいところへ移転できるのかの質疑に対し、1点目の給食関係について、現在、紀北中学校で給食を行っており、そこには回転釜、洗浄機、食器消毒保管庫等いろいろ色々機材がございますが、それらすべて使えるものは、旧尾鷲高等学校長島分校調理室に持っていき、設置する費用であります。また、新たな紀北中学校においては給食調理室を新たに設置か、建てるかということでございますので、器具等についても新たに購入する予定であります。現在使用しているものは老朽化が進んでおりますので、新しい学校には新しい給食設備をと考えております。2点目のLAN整備についてでございますが、今回、長島分校の4階にパソコン教室を設置いたします。そこにLAN配線を整備するものでございます。今まで長島分校におきましては、光ケーブルのシステムで行ってございましたが、今回、紀北中学校のLANに合わせ整備するものでございます。また、この配線につきましては仮校舎だけのものであり、改築後の紀北中学校へは使用いたしませんとの答弁でありました。

続いて転落防止について、全員協議会では2階以上に取り付けすると説明を受けましたが、予算には入っていますか。また、具体的にどのようにするのですかの質疑に対し、予算につきましては工事費の中の792万9,000円の中に含まれており、この手すりにつきましては、生徒の転落防止用の手すり、教室棟の窓に高さ約1m10cmから1m20cmの間に、木製の手すりを設置し転落防止を図ろうとするものでありますとの答弁でありました。

工事請負費792万9,000円の内訳の説明をとの質疑に対し、工事費792万9,000円の内訳ですが、紀北中学校から長島分校へ給食調理場の器機の移設工事311万1,000円が入っております。また、長島分校の調理室を給食室として改修するための費用216万2,000円計上しております。ほかに手すり等の設置費用、ドアの修理等が265万6,000円の予算をお願いしているところでありますとの答弁でありました。

給食備品の容器について、容器に少なく入れて運ぶことができるように予備は考えているのですか。また1ついくらでいくつ購入するのですか。また、現在の紀北中学校にはそういった容器はないのですかの質疑に対し、備品購入費につきまして、すべて食缶で、13ℓの副食缶を10個、冷食缶10個、米飯缶10個、二重保温食缶12個と、それぞれ各クラスに1つずつ、

さらに予備を1つ、単価につきましては4万1,000円から4万8,000円、5万6,000円と単価は違いますが、それらを購入するものであります。現在の紀北中学校にも食缶がございます。ただ、現在はワゴンを給食用のリフトで運搬を行っており、一重で少し揺らせば漏れてしまう可能性があるものでございます。今回のものは2階、3階へ運ぶため、少々傾けても漏れず、熱いものであっても安全対策のため、二重になっている危険性の少ない食缶を購入し、安全に給食を運んでいきたいというものでありますとの答弁でありました。

前回の全員協議会の説明で、1年生80名のランチルームを2階の会議室・多目的室を使用するとのことですが、テーブルや椅子等の設備は今ある既存のものを使用することかとの質疑に対し、ランチルームについては、机等、長島分校に残していただいたものがあり、椅子については足りなければ、紀北中学校からパイプ椅子等を持って来るなど、経費的にはかからないように運用していきたいと考えておりますとの答弁でありました。

続いて手数料の398万4,000円についての質疑に対し、手数料の398万4,000円の内訳につきましては、このうち紀北中学校から長島分校へ備品等を運搬する経費が299万5,000円含まれており、パソコンのLAN整備に98万9,000円とこれら2つを合わせたものでありますとの答弁でありました。

相賀小学校が新しい校舎へ移転したときは、6年生を少しでも早く移すためにPTA等の保護者の方に協力していただいた経緯があります。紀北中学校において、どのように行うのですかとの質疑に対し、移動等につきましては、相賀小学校と同様に教員、PTAの方々にも協力をお願いし、運搬する準備を行います。ただ、紀北中学校と長島分校との間には距離がございますので、その間につきましては、業者に運搬していただきます。ただ、教員の方々には梱包等の準備をしていただくことになると思いますとの答弁でありました。

予算が認められたら、移動はいつごろに行う予定か。契約はいつごろになるのかの質疑に対し、移動については、現在、学校との打合せの段階でございますが、8月上旬からお盆の間までには仮校舎へ運ぶものの準備を行い、8月の盆過ぎから3日間かけ、教員や保護者の方々を交え運搬作業をしていきたいと考えております。そして8月の下旬ごろには仮校舎に荷物がすべて揃いますので、9月1日から授業が始められるように、備品等の整理をしていきたいと学校と打合せをしております。契約については予算を認めていただきましたら、先の行程を逆算し、7月末ごろに契約を行う予定でございますとの答弁でありました。

また、登下校のコースが変更になり、交通安全対策には万全を期していただきたい。危険箇所のようなところはないのですかの質疑に対し、登下校のコースが若干変更になります。

今、検討していることですが、特に西長島の地域において、現在、徒歩通学をしておりますが、暫定的に自転車通学も考えているところですが、安全対策については、学校とも十分相談し、交通安全を図っていきたいと考えておりますとの答弁でありました。

以上で、学校教育課所管分の質疑を終了し、討論に入り、反対討論として、紀北中学校改築については反対するものであるため、この議案についても反対するとの討論があり、賛成討論はなし、採決に入り、賛成多数、よって、本案の当委員会部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

続いて、議案第34号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の審査を行いました。

質疑に入り、非自発的失業者関連だと思いが、内容と対象者が10名程度ということですが、10名に対して147万円も要することについて説明をとの質疑に対し、非自発的失業者の関連のもので、パッケージシステムの改修費用と改修にかかるシステム・エンジニアの人件費でございまして、金額的にはほとんどが人件費です。また、この件に関する問合せが10名程度と申し上げましたが、この先何人の方が申請されるのか未定ですので、30人になるのか50人になるのか、それとも10人程度でおさまるのか、そのあたりはわかりませんとの答弁でありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました3案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

#### 北村博司議長

以上で、教育民生常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長 中津畑正量君。

#### 産業建設常任委員長 中津畑正量議員

おはようございます。平成22年6月定例議会におきまして、産業建設常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

去る6月10日、午前9時30分から委員会室におきまして、委員6名全員出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、産業振興課長及び職員の出席がありました。

本委員会に付託されました案件は、議案第33号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の当委員会所管部分であります。

それでは経過と結果について報告いたします。

議案第33号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第1号）産業振興課分についての審議に入り、質疑が行われました。

質疑に入り、5名の方の損害賠償額がそれぞれ違いますが、その内容について教えてくださいという質疑に対しまして、金額の明細については、本会議の際に資料を配付しておりますが、53万8,650円が一番高額の方であり、この方は去年の1月に墓石を新しく設置したということもあり、ご本人と交渉をさせていただいた結果、新しい墓石を補償いたしました。21万円の方は、頭石の部分の交換であります。他の3名につきましては、部分的な補修であり、金額といたしましては3万4,860円、5万4,600円、2万1,000円となっております。合計で85万9,110円となっておりますという答弁であります。

また質疑として、この金額については、ご本人の方々と話し合いをして金額を決めましたかという質疑がありました。答弁として、現場において、ご本人の方々5名と協議をいたしましたという答弁であります。

また次の質疑は、今回、保険金を使っておりますが、町有林関係で他の地区において、このような事例はありますかという質疑に対しまして、答弁として、この保険は、全国町村会総合賠償補償保険というものであり、町有林に限らず車など他の物でも損害を与えた場合は対象になる可能性があります。今回のように墓地に対する補償は初めてです。町村会が損保ジャパンに依頼しており、現場も見ておりますという答弁でございました。

また、古い墓石のほうが安いのですかという質疑に対しまして、古い墓石については、ご本人の方々と協議の結果、新しい墓石に変えるのではなく、部分修繕でよいとのことであり、このような金額になりましたという答弁であります。

また3万4,800円という価格で墓石が補修できるんですか。補修方法はどのような方法ですかという質疑に対しまして、金額については、石材屋さんの見積もりにご本人が納得していただいた金額となっております。補修方法については、石材屋さんが専門的な補修方法で行ってございましたという答弁でございました。

交渉に行ったときは、どのように交渉されたんですかという質疑に対しまして、現場に石材屋さんに来てもらい、一つひとつの墓石を見てもらい見積もりをしていただきました。白浦区の役員の協力もいただき、役場職員と本人さんたちと立ち会いのもと、その見積額で本人に納得していただきましたという答弁でございます。

また、3番の方、これは資料の3番目の方のことを言うのですが、頭石を交換したということですが、まだ墓石が欠けたままでしたが、まだ補修が終わっていないのではありません

か。また85万 9,110円の中には、倒木した椎の木の処理費は入っているのですか。それと伐った木等が多く残っていますが、処理はどうされるのですかという質疑に対しまして、答弁として、倒木の処理につきましては、さきほどの金額には含まれずに、修繕料として平成21年度で支払っております。また伐った椎の木等につきましては、区の了解のもと一時仮置きさせていただいております。伐った木等の残りについては、けいちゅうのイベント等で薪として使う予定となっておりますという答弁であります。また、墓石をまだ変えていないのではないかというご指摘がありましたが、2件についてはまだ完了しておりません。1件については作成中で、設置待ちとなっております。残り1件につきましては、本人さんのご希望で7月1日から7月15日の間に設置をしてほしいとのことであり、待機しておりますという答弁でございました。

また質疑では、倒木の処理金額を教えてください。また、3番目の方は今後頭石を交換するという事によろしいですかという質疑に対しまして、倒木の処理につきましては、平成21年度の治山事業の委託料50万円の予算のうち39万 9,420円かかりましたということです。また、3番目の方につきましては、現在、頭石を作成中であり、今後交換いたしますということでした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、採決の結果、全員賛成、よって、議案第33号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の当委員会所管部分については、原案のとおり可決するべきものとして決定をいたしました。

以上で、当委員会に付託された案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。

#### 北村博司議長

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

これで各常任委員長の報告はすべて終わりました。

---

#### 北村博司議長

ここで11時20分まで休憩いたします。質疑は再開後行います。

（午前 11時 11分）

---

北村博司議長

休憩前に引き続いて、会議を開きます。

(午前 11時 21分)

---

北村博司議長

続いて、各常任委員長に対する質疑を行います。

まず、総務財政常任委員会にかかる案件につきまして、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第27号 紀北町水道水源保護条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

松永議員。

17番 松永征也議員

この条例の制定なんですけども、両区は地形も、それから地質もですね、水域も違うわけなんです。これを一本にするということはね、大変簡単ではないわけだと思うんですがね。そしてこの条例の中には、住民の利害関係もあるし、それから罰則規定もあるわけですね。こういう条例をね、住民説明もせずに一方的に制定するということはね、いかがなものかと思うんです。せめてね、この委員会で参考人の承知をして、参考人のご意見を聞くとか、また継続審査、もうちょっと時間かける。そのような意見がなかったんかどうか、ちょっとお聞きします。

北村博司議長

総務財政常任委員長。

総務財政常任委員長 東清剛議員

松永議員の質問にお答えいたします。そのような質疑がありまして、当然、反対討論でも、もう少し延ばしたらどうかということもありました。ただ、暫定施行している条例でありまして、当然、合併から早い時期に統一しなければいけないというところがありましたんでね、今回。また、委員会の中でも、広聴会という言葉も出ましたけども、住民説明会を町長にお願いするという格好で、お願いはしております。以上でございます。

北村博司議長

参考人の意見聴取する予定はなかったか。

総務財政常任委員長 東清剛議員

参考人についてもありまして、水道水源保護審議会の中でね、その中で委員さんから要望が出れば、参考人として専門家を招致できるようにするという答弁もいただいております。

北村博司議長

いやいや委員会の審議の中で、参考人を呼んで聴くこと。

総務財政常任委員長 東清剛議員

委員会の審議の中でも当然ありました。で、今ちょっと先走って私言ってしまいましたけども、参考人の件についても質疑がございました。

北村博司議長

違うんさ、委員会の中で参考人呼ばなかったのかという。

総務財政常任委員長 東清剛議員

委員会の中でね、参考人は呼んでおりません。

北村博司議長

松永議員。

17番 松永征也議員

いろいろと意見が出ておるわけのようですが、その何か途中でこう中途半端というんか、の状態で、採決というのか、されたんじゃないかと、例えば今言う参考人の意見も聞くと、聞いたらどうかという意見があったにもかかわらず、それはされておらんし、それから住民説明会についても町長に伝えたけども、それが実現しておらん。私はこの条例はね、長島の条例を基にしてつくられておるんで、特に海山区でこのような、委員会でそのような意見が出たというご報告がありましたけども、必要ではないかと思っておるわけなんですけども、委員長もう少しその辺のところ詳しくですね、どのような意見が出たのか、お聞きします。

北村博司議長

常任委員長。

総務財政常任委員長 東清剛議員

本会議でそのような要望もありましたことは承知をしております。それで当然、そういう中で参考人、で、この条例も、その前に専門的なところで言えば弁護士、検察庁とも協議して、もう今のところ万全だということでの判断がございました。それで参考人にしても時

間的に、今回ですね、すぐというわけにいかないもんですから、それは今後、審議会の中でね、やっていただくという格好の要望はしましたし、町長からも、課長からですけども、そのように受け取っているということで、回答はいただいて、答弁はいただいております。

**北村博司議長**

委員長、委員長、ちゃんと述べたったら、報告。海山の場合は抜本的に変わるんで、その辺を、何ページなのかな、区域指定のところ。

**総務財政常任委員長 東清剛議員**

申し訳ないです。これ50何ページという枚数があるもんですから。

**北村博司議長**

31ページ。

**総務財政常任委員長 東清剛議員**

わかりました。そういうところで、また詳しい、もし詳しく資料が知りたいんでありましたらね、委員長報告の中身をどうぞ閲覧していただいたら結構なんです。よろしいでしょうか。

**北村博司議長**

よろしいですか、ほかにご質疑ございますか。

奥村議員。

**19番 奥村武生議員**

19番 奥村です。弁護士とも相談をしたというけども、どの弁護士と相談したのかという詰めた、その話の詰めはなかったのか。そしてもう1つには、その弁護士団の中に唯一環境専門家の弁護士も入っているわけですけども、その弁護士の意見を聞いていないのか。その辺の論議はなかったのかということです。

**北村博司議長**

総務財政常任委員長。

**総務財政常任委員長 東清剛議員**

今ね、ご存じのように産廃訴訟、それから今、損害賠償請求と、ずっと紀伊長島町からですね、引き続いてお願いしている弁護士の先生、当然、専門家の先生の意見を伺っておりますし、検察庁との罰則についても協議はしておりますという委員会への報告でございます。

**北村博司議長**

奥村議員。

**19番 奥村武生議員**

いやいや、その弁護士と相談したというけど、どの弁護士と相談したんですかということ、指摘はなかったんですか、委員の中から。当然しかるべきでしょう、委員がしっかりしておるんだったら、こういう条例なんですから。どの弁護士とどんな相談したんかという指摘をする、できるような委員はいなかったのかどうかということ、僕は聞きたいんですよ、はっきり言えば。

**北村博司議長**

冷静にお願いします。

総務財政常任委員長。

**総務財政常任委員長 東清剛議員**

奥村議員にあれですけども、今まで10年以上でしょう、産廃訴訟からね。我々議員になるよりも以前からね、この問題に皆かかわって、それなりに研鑽のある先生でございます。その人に対してね、我々は専門家をね、これは失礼ですけども、奥村議員さんが弁護士の資格を持っていれば別でしょうけどもね、とてもじゃないですけど、我々が太刀打ちできるもんじゃない。それで町の執行部の理事者側がね、そのようにされているということですから、それは当然信頼関係にある中ですよ。それを疑ってかかってどうするんですか。その辺のどこちょっと、もう少しよく判断してね、質疑してくれるようにしてくださいよ。よろしいですか。

**北村博司議長**

奥村議員。

**19番 奥村武生議員**

僕はそういうことを言っておるわけじゃないですよ。弁護士団が5名なら5名、6名なら6名いらっしゃるわけでしょう。その中の誰を、全員に相談したのか、あるいは楠井氏なら楠井弁護士のみ相談したのかと、あるいは裁判が終わったあと、その弁護士の中へ持ち込んだのか、そういう指摘を、どの弁護士に相談したのかというような指摘がなかったのかということ、僕は言っておるわけですよ。あなたの判断を聞いておるわけじゃないわけですよ。

**北村博司議長**

総務財政常任委員長。

**総務財政常任委員長 東清剛議員**

そういうことで申し上げれば、してません。それは町側の説明に十分あって、顧問弁護士の先生に相談してやっていますから、それを信頼せずに疑ってかかるわけにいかないじゃないですか。そういうことでございます。

**北村博司議長**

ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

この件につきましてですね、いろいろ長い審議経過ありますんで、各議員必要なら事務局で閲覧していただいて、また必要部分はコピーしていただいて十分、討論、採決までにご研究いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ほかにありませんですね。

それでは、議案第27号についての質疑を終わります。

次に、議案第28号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第29号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第30号 紀北町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第31号 紀北町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第33号 平成22年度紀北町一般会計補正予算(第1号)について、総務財政常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第35号 財産の取得についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて〔紀北町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例〕についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

平野議員。

**12番 平野隆久議員**

委員長にお伺いします。さきほど委員長報告において、3月定例会終わって24日以降にですね、臨時会等が開けなかったのかというような質問があったと思うんですけども、例えば24日から31日までに、例えば臨時議会を開く手順についての質疑等はありませんでしたか。

**北村博司議長**

総務財政常任委員長。

**総務財政常任委員長 東清剛議員**

そのような質疑はございませんでした。

**北村博司議長**

よろしいですか、ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて〔紀北町税条例の一部を改正する条例〕についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて〔平成21年度紀北町一般会計補正予算(第5号)〕についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

これで、総務財政常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第32号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第33号 平成22年度紀北町一般会計補正予算(第1号)について、教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

島本君。

**13番 島本昌幸議員**

補正予算書の12ページですか、紀北中仮校舎改修事業、この中身は特にないんですけど、

この委員長が報告されるときに、紀北中学校から仮校舎となる尾鷲高校長島分校へ、給食用の備品とか教材を引っ越しされるわけですけど、このときに紀北中から長島分校というところが、もう何遍も出てくるんです。それで委員長報告を聞いてますと、紀北中学校に長島分校というのがあるのかなというように聞こえるんですけども、冒頭に紀北中学校から尾鷲高校長島分校（以下長島分校とする）とか、何か断りがあったんかどうか、それだけ確認させていただきたいんです。

**北村博司議長**

教育民生常任委員長。

**教育民生常任委員長 平野隆久議員**

ただいまの島本議員の質問に対して、お答えさせていただきます。

確かに最初に尾鷲高等学校長島分校ということで、あとの文面については紀北中学校から長島分校ということで省略させて、報告させていただいております。これにつきましては、基本的には最初に尾鷲高等学校長島分校とって、あとは省略しますという言葉をつければ、私も良かったんだと思いますが、その点について省略してしまいまして、わかりにくい点についてはお詫び申し上げます。長島分校ということでわかりにくかった点については、省略しましたので、お詫び申し上げます。

ただ、紀北中学校から長島分校ということに関しては、長島分校は尾鷲高等学校長島分校ということで、解釈していただきたいと思います。よろしくお願いします。

**13番 島本昌幸議員**

了解。

**北村博司議長**

よろしいですね、ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**北村博司議長**

ありませんか。

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第34号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

以上で、教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

続いて、産業建設常任委員会にかかる案件についての質疑を行います。

議案第33号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第1号）について、産業建設常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

これで産業建設常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を終了いたします。

---

北村博司議長

少し早いですが、午後1時まで休憩いたします。

その間に、さきほどの委員長報告の閲覧等を必要な方はご覧になってください。コピー等  
はご要望なら事務局にコピーいたさせます。

（午前 11時 41分）

---

北村博司議長

休憩前に引き続いて、会議を開きます。

（午後 1時 00分）

---

北村博司議長

これより、各議案の討論、採決に入ります。

---

### 日程第3

北村博司議長

日程第3 議案第27号 紀北町水道水源保護条例を議題といたします。

(「議長」と呼ぶ声あり)

北村博司議長

東篤布議員、何か言ってください、動議ですか。はい。

1番 東篤布議員

動議よろしいですか、この場で。委員長報告を受けましたんですが、この議案第27号 町水道水源保護条例につきましてですね、再付託。もう一度審議をお願いしたいという動議でございます。

北村博司議長

理由を言ってください。

ほかに賛成の声なかったですか。

(「動議賛成」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

理由を述べてください。

1番 東篤布議員

この町民の皆さんの今、最も注目しておるところの損害賠償請求事件が今、発生しております。その問題となったのが、いわゆる紀伊長島町時代にですね、この条例ができて、いわゆる水道水源が枯渇するんじゃないかと、条例が採択されて、それが基で、今回の損害賠償請求に至っておるわけです。そしてこの反対理由の1つはですね、ちょっと矛盾点を感じられるのは、いわゆる、ただ水を使うのが、水をたくさん使ったら枯渇に至る。じゃ何トンなんですかと、明確な数値が示されていない点ですね。これは全員協議会でも私が述

べさせただいたんですけれども、まだまだこの数値等もそうですけれども、業者選定に至りましてもですね、もうザクッと出ております。ただ、鶏であったり牛であったり豚であった場合には、頭数であったり羽数であったり、いわゆる面積であったりと明確に示されておりますけれども、この水の枯渇については、量については明確にそれがなされていないという点とですね。

それから、さきほども言いましたけれども、この雨の多い地方で、本当にその枯渇という問題をですね、水が不足するのかということになりますとですね、もっともっと本当に町民が困りしておるのであれば、僕はもっとほかに目を向けねばならない問題があるんでなかろうか、いわゆる例えて言えば電源、いわゆる発電所の問題等があるわけです。

そしてこの過去の産廃訴訟の問題ですけれども、僕はね、これは一番の原因はどこにあったかと言いますとですね、三重県には汚濁防止法というのがございますね。そしてなおかつ町にもあったわけですが、この法律を的確に使ってなかった。いわゆる水質の保全をと言いながらですね、その調査がちゃんとやってなかった。そこで一部の業者に住民が非常に不満を持っておった。だから新たな事業場が出てくるということに対してもですね、住民の不安が起きてきたわけです。そこで住民の不安を取り上げて、議会としてもやむを得ず新たな条例をつくらなかった。その理由もよくわかるわけですが、もう少し審議しておればですね、町と住民と争うというような、このようなですね、本当に悲惨な悲劇を招かなくてもよかったのではなかろうかと、こう思うわけです。

ですから、私は何も水条例を統一することに反対じゃないんです。当然、統一していかなければならないけれども、もう少し審議しておくべき点が残っておるんでなかろうかと、過去のようなですね、過ちを繰り返すことのないためにもですね、もう一度審議すべき点が残っておるやに思います。

そのようなところでですね、もう一度、常任委員会の皆さんには、総務財政の皆さんには申し訳ございませんが、もう一度審議していただきたい。そういった意味で再付託の動議を出させていただきました。でなければ、負の遺産を将来の子どもたちに残す懸念もあります。大きな財政負担を町民一人ひとりに課してしまうという問題も残る。そのように心配するわけでありまして。以上です。

#### 北村博司議長

ただいま東篤布君から、議案第27号 紀北町水道水源保護条例について、総務財政常任委員会に再付託すべきとの、審議不十分という理由で、再付託すべきとの動議が提出されまし

た。3人以上の賛成者がございましたので、所定の賛成者がございますので、成立いたしております。

東篤布君の動議を議題として、採決いたします。

東篤布君提出の再付託を求める、総務財政常任委員会の再付託を求める動議に賛成の方、挙手願います。

( 少 数 挙 手 )

#### 北村博司議長

賛成少数です。

よって、本動議は否決されました。

それでは、本題に戻って討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

谷節夫君。

#### 21番 谷節夫議員

21番 谷、第27号に反対討論いたします。

実は、この水道水源保護条例によって、認定したということで引き起こされた事件は、今なお、その大きな損害賠償として今、係争中であります。町長の提案されたその理由によって、議員から質問あった中で、この係争には関係なく新しく合併したことで、これ以上暫定期間を延ばすことはできない。そういうことで両町がきちっとした条例のもとに、条例を一致することで提案されて今まで審議をされてきたんでありますけど、この条例制定を遡れば、実は平成6年3月に旧紀伊長島町において、この水道水源保護条例が制定をみたわけです。

その中で、実は私はその当時の記事をこれを取り寄せてみたんですけど、やはりそのときは、ある産廃業者ができるということで、決して企業に対してのねらい打ち条例ではないと、あくまでもその業種によって止めるんだということで、提案者が結論づけているわけです。その中でも、やはり当時、赤羽川が非常に汚濁がひどかったんです。別の産業のために。そのことも今回条例の中で数名の議員がですね、やはり汚濁が原因では赤羽の水道水源は困ると、今の紀伊長島区のね。その中で鶏舎も水道水源の中に今度は含まれることになっております。

それで、私たちの委員会の中でも枯渴を外せばどうかという意見も出ておりました。しかし、今も裁判中であるから、私はこれが枯渴を外すことがとても無理だと思っております。そして当時ですね、その1年後に、これも記録を取りましたんですけど、実は平成7年3月

17日、ちょうど1年後にですね、この産廃業者を反対する町民からですね、多くの署名を取りまして、6,000何名かの陳情をとってですね、住民が17名、それから当時の議員が10名でですね、これを田川知事に、三重県知事の田川亮三知事にですね、その決議案第1号として陳情もしております。

そういう経緯を見てみると、私は確かに町長の提案の中で、両町になって5年目、そして前町長のときにですね、この水道水源保護条例を、やっぱり条例をですね、両方にまとめていかなければいけないという課題があってですね、その中で不思議と私は奥山町長にいろいろなことで質問すると、係争中であるからという返事で、なかなかその裁判の係争中の諸問題が明かされなかった。しかし、この条例に関しては責められると、この条例は1つにしていかなければいけないんだということで、現尾上町長が誕生したら、すぐにこの条例を1つになってきた提案をされてきた。私はその条例を1つにしなければ、暫定的に1つに早くしなくてはならないということが、これがよくわかりますけど、じゃこの条例を1つにしなければ、そんなデメリットがあるんですかと、本当は尋ねたいんですね。私はこの条例を1つにしなければどうしてもいけないデメリットというのはないと思うんです。そして、したからといってメリットがない。だったらこの水道水源保護条例で大きな、またこの裁判がですね、別な形でまた出てくるような気配も感じております。

ですから、今、そういう渦中の中に飛び込んでいって、この条例を1つにして、それで採決をとるとというのが非常に危険じゃないかと私は思うのであります。ですから、これは今、動議が出た、その審議を引き延ばすということが、今否決されたんでありますけど、私はこの水道水源保護条例の1つにするということには反対でございます。どうぞ同志議員の皆様、ご理解を得て、ひとつよろしく願いいたします。以上で終わります。

#### 北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

岩見君。

#### 10番 岩見雅夫議員

議案第27号 紀北町水道水源保護条例の制定に賛成する立場で、討論をいたします。

振り返ってみますと、平成17年の10月の11日、合併に伴う178ものたくさんの条例が一挙に専決処分される中で、ひとり水道水源保護条例のみが旧町条例のまま暫定施行となっております、今日に及んでいるところであります。この紀北町の条例制定につきましては、前奥山町政時代からしばしば議会でも論議を行いまして、いよいよ本定例会においてこの条例が制定

する運びになりました。

ご承知のように旧条例は、紀伊長島町が平成6年の7月18日、海山町が平成7年の6月の2日に制定されまして、ともにこの水道水源にかかわる河川に産廃施設が設置されたり、あるいは設置されようとしたので、住民から強い反対の意思が表明された。そういう経緯があります。私も海山町ではこの運動に参画をしてみましたが、強力な海山では住民運動が起こりました。また一方、紀伊長島では行政が条例を制定してですね、これを差し止めるという、そういう10年以上にわたる大変貴重な戦いが行われたわけでありまして。現在も損害賠償請求事件という新たな訴訟が行われておりますけれども、今回の条例制定はこれらの貴重な教訓、あるいは歴史的な経緯も踏まえて、何よりも住民の命の飲み水を守るという、そういう崇高な理念から出発していると思います。

今回、提案されております条例の目的、その第1条には明記されておりますけれども、水道の水源にかかる水質の汚濁を防止する。そしてその水源を保護し、もって町民の生命や健康を守ることを目的としております。すべての法律がそうであるように、この条例におきましても基本的な性格や精神は、この第1条に明記されていると思います。私たちはこの制定の審査にあたっては、この条文をですね、単に字面で読むだけではなく、十分この条文に書かれた本質をですね、しっかりと読み取らなければならないというふうには、私は思っております。

目的を設定するにあたって、その趣旨としてですね、これは憲法第11条の国民の基本的な権利の共有、侵すことのできない永久の権利、こういう最も重要な点から出発をしていると思います。また、憲法の25条には国民は健康で文化的な生活を営む権利を有するということが明記されておまして、この根源からですね、この条例の目的も出ているというふうには思うわけです。水道法ではこれについてですね、国や地方公共団体の責務が定められていると思います。こういう基本的な法律、基本法やとかですね、各地の条例の先例もですね、十分取り入れて、今回の条例は定められたものというふうには理解しております。

これからこの条例をですね、生かしていくにあたっては、第3条にも町の責務というのが謳われております。そして町民もですね、第4条に謳われておるように、町民の責務としてですね、これを守り協力していく必要があるんじゃないでしょうか。審査の中でいろいろ訴訟への対応を心配する声も出されたことも事実であります。しかし、今何よりも重要なのはですね、住民の生命と健康を守る。そして水道は町民の命の飲み水であると、そのことをですね、しっかり踏まえて、これをいかにして守っていくかということが、我々の最大の課題

ではないかというふうに考えるものであります。そのためにこそ町の責務もあり、また町民も町民の責務も定められておましてですね、これを十分自覚して、この条例の目的達成のために、これから全力を尽くしていこうではないか、このように私として考えております。以上をもって、本第27号のですね、水道水源保護条例の賛成討論とさせていただきます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

玉津議員。

**7番 玉津充議員**

議長にちょっとお伺いしたいんですけど、さきほど岩見議員の賛成討論の中でですね、私には旧紀伊長島町の町がですね、条例で企業活動を差し止めたというふうに発言したように聞いたんですけど、その辺の言葉は問題ないでしょうか。

**北村博司議長**

実はですね、私には紀伊長島では行政から制定したと、条例をね。というふうに聞こえたんですが、ちょっと今それで確認させてもらった。ちょっと岩見さんご自身の原稿とちょっと違うみたいで、私の受け止め方。それで玉津さんは別な受け止め方をされたんですね。行政が企業活動。でなかったように思うんですが、岩見議員、その辺ちょっとすみません。そこでちょっとおっしゃってください。その部分ちょっと教えていただけませんか。

討論ですから、もし異論があるんだったら、討論の中でおっしゃっていただくようにしていただけませんか。ちょっと私の受け止め方も違ったもんですから、ただそれはあくまでもご本人は討論ですんで。よろしいでしょうか、玉津議員、議事進行ですが、受け止め方がそれぞれ違うかも知れません。ですから、その異論があるんだったら、討論の中でおっしゃっていただくようにしていただきましょうかね。

**7番 玉津充議員**

議長がその発言で適切やと思われるのやったら。

**北村博司議長**

いやいやいや適切とかどうとかは、私はそれは評価しません。評価しません。はい。

次に、議案に反対の方の討論を許します。

東篤布議員。

**1番 東篤布議員**

1番 東篤布、審議不十分でですね、もう少し時間をとっていただきまして、総務財政に

再付託をしていただきまして、皆さんで審議していただきたかったんですが、どうもそれが通りませんでしたので、こうしてやむを得ず反対討論をさせていただきます。

もちろん前者議員がおっしゃったように、両町が一本化されたんですから、合併したんですから、条例を一本化していくというのは当然だと思います。その点は私も前奥山町長にも何度もお願いしてました。執行部だけで決めるのでなくて、いわゆる住民とともに考えていきませんか、そのためにも議会にですね、投げかけてくれませんかと何度も申し上げてきましたけれどもですね、具体的ないわゆる条例案が提出されたのが、現尾上町長になってからでして、そしてまたその第1回目にいろんな議員さんからの意見も出まして、私も発言させていただきました。そして2回目の全員協議会が開かれまして、ある程度具体的に言いますと、養鶏施設もこの施設の中に採択された、取り入れられたということですが、またほかにもですね、私はお願いいたしましたのは、まず、これから事業をしようという業者の方がはっきりとわかるように、面積であったり、量であったり、示しませんかと、でなければ、昨年トンネル工事に出てきた業者がですね、生コンプラントを据える。じゃどこまで規制するんだといったときにですね、業者自身が明確な数量も把握してなかった。もちろんそれを許可した町も把握してなかったんです。そういう問題が起こるから、町長、ほかの牛や豚、鶏さんと同じようにですね、明確な数値を示してくださいと、これお願いしました。

それともう1つは、それほど水の、この雨の多い地方で水の枯渇を心配されるのであれば、これから新たに事業をしようという業者だけでなく、今までやっておられる業者にもですね、これが適用できるようにしなければ、片手落ちじゃありませんかと言いました。私自身砂利業者という業界に属しています。自分の首を絞めるようなことを自ら言っておるわけです。昔からやっておったが、やっておったから、それはいいんだと、新たな事業所だけ、そんな法律はないでしょう。そしてね、ここは日本、法治国家です。それで三重県にも厳しい条例がございます。水質汚濁防止法、廃掃法というのがあるわけです。思い起こしてみてもほしいんですよ。海山の皆さんご存じないかも知れませんが、長島には赤羽川2級河川1本あるんです。僕ら小さいときにあの河川で泳いでおったんです。泳げなかったん。バクテリア多い、何が多い、いろんな問題ですよ、子どもが病気になるかも知れんということで、教育委員会の判断で泳ぐなど、捕った鮎も鰻も食べられん状態であったのにですよ、行政は何をしておったか。いいですか。行政で担当しておったのは農政だけなんですよ。

水質汚濁防止法というのは環境部が動かないかんのです。一切動いてなかったんです。僕は非常に残念でならんのは、僕はその業者を責めておるんじゃないんです。適切な法律をで

すね、法を遵守してちゃんと指導しておれば、住民と業者の間にもトラブルもなかったし、その業者を苦しめることも、住民も苦しめることもなかったんです。そのように適正に法を遵守しておらん町がですよ、法の専門家ここに一人もおらんわけです。それでこのような大問題、大きな法律をです、簡単に可決してしもうてです、同じような過ちを繰り返したくない。そしてこのような長島地区と同じような網を海山に張ってしまったら、これからの海山地区の将来の発展性はないんですよ。いいですか、もう一度言いますよ。このような条例を設けるのであれば、明確な数値を出すべき、そして従来からの業者にもです、適用すべき。

そしてなおかつ、この水条例を本当に明確に生かしていくためには、水道課だけじゃないんです。業者を知っている農林も環境も建設も、皆が一丸となってやっていかないといい問題なんです。今、損害賠償請求が起っておりますけれどもです、いわゆる過去の産廃訴訟で、10数年争った最終的な結論はですよ、敗訴に終わったんです。まずこの問題を、敗訴に終わった時点で明確に何らかの処置が町がしておれば、今回の損害賠償請求には至らなかったと思うんですよ。私は前町長に敗訴に終わったんですから、一旦ここでけじめをつけませんかと言った。住民の不安は水の枯渇もあったでしょうし、いわゆるいろんな問題ほかにもあった。煙の問題もあった、いろんな不安もあった。その不安がなぜ起こったかという、過去30年間行政が放ったらかしにきた養鶏業界の問題があったんです。だからこの問題もそういう大きな問題になってしまった。

ですからです、私は最終的に住民の不安が、企業が一旦もう、今現在でも止まっております。事業やって不安が起るのであれば、この事業者の持っている許可をです、これまだ生きておるんですよ。今から工場を設置しようとするのであればできるんです。ですから、最終的に町が負けたんです。東京の最高裁で負けたんですよ。その時点で町が何らかのアクションを起こしておいて、この業者さんと話し合いされて、二度とこの赤羽2級河川の上流でそのような事業が行われないようにするのが、行政の仕事だと思います。私が町長であったらそうするという意気込みで、私は前回挑んでおったわけですけど、業者と話し合います。住民の安心な水源を保つためには、そのような事業を起こさんように、まず止める。今止めてないんです。いいですか、そしてまた新たに海山地区まで同じような条例をつくって、止まりませんよ、こんな条例つくっても。一体水を何トンまで使ったらです、この事業所を止めるんですか。県の許認可にはそんなこと謳ってないんです。上乘せの法律をつくってです、また新たな訴訟問題引き起こすしかないんです。

私は採石業界にも属しておりますけれども、いいですか、採石なんかもうはずかしい話、いいですか、町長、担当の職員も聞いて、採石というのは水使わないんです。枯渇というもんには。いいですか、汚濁防止法で引っ掛かります。なぜなれば基本的に採石屋さんというのは水を使わないんですよ。砂利というのは水を使うんです。汚濁も出るんです。採石というのは乾いた石をつくるのを目的としておるんですから、水なんか使わないんです。強いて使うとすれば、粉塵防止のために霧を散布してホコリを抑えるだけなんです。だからこれを見ておってもですね、いかに無知な人がこれを考えたかと、こうなってくるわけです。確かに法律には違反してないでしょう、このような条例をつくるのは。つくるのは勝手です。しかし、あとで起こった問題はお宅らで解決しなさいと言われておるんですよ。その弁護士の皆さんに。弁護士にこれを考えた弁護士の皆さんはですね、責任とってくれますか。責任とるのは住民やないですか。100何十億円という莫大な損害賠償請求されて、この負担を誰に負わすんですか、将来の子どもたちじゃないですか。

私は、だからこれは一本化することに反対しておるんじゃないんです。何も、いいですか同じ町であってもこの水源地はここがあれなんや。こっちの水源地はこうなんやと、多少のエリアが違ってもいいやないですか、何も長島に倣えして、全部ベターと色塗りする必要はないんです。企業誘致なんかできない。産業振興できない。雇用を増やすこともできないような条例で、議員の皆さんもね、よく考えてほしいんです。簡単にね、この条例にハイと手を挙げる皆さんに、私は不思議でかなわんですね。将来ね、子どもたちに禍根を残すような条例なんです。あえてこの時点では反対しますけれども、また再度ですね、審議されて、私は将来のために本当の意味でのですね、水源地を守るという意識のもとに、私はこの条例を作成をしてほしい。

国にも県にも大きな法律があるん。その法律を遵守しないで、それ以上の上回る法律をつくってね、笑われるしかないんですよ。三重県へ行ってみなさい。素晴らしい条例あるんです。この条例を遵守していくのが我々行政なんです。それを遵守せずして、それ以上の法律をつくって、どうやってこれを監督していくんですか。誰がするんですか、一体。任期4年しかない議員でこのようなね、禍根のある問題をつくってはいかんと思います。以上、反対討論終わります。

#### 北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 北村博司議長

次に、原案に反対者の発言を許します。

奥村武生議員。

## 19番 奥村武生議員

19番 奥村武生、住民の皆さんも十分お聞きいただきたいと、反対者、賛成者それぞれ、また思いも違うということ、是非ご理解いただいたうえで、発言に入らせていただきたいと思っております。

まず、ある人が言うのには、海山町の、かつての海山町のこの川の流域だけの規制では、全国から産廃業者が殺到するということの警告を受けていることは事実なんです。だから、したがって私は長島並みに、緑のようにですね、規制の網をかけるという、かけるべきであるという立場であることは、まず明確にしたいと思っております。

しかしながら、今回の提案に、町長の提案において、再三再四質疑をしたにもかかわらず、この第6条においてですね、このピンク色のところを、町としてこれを保護区域に指定するという発言が最後まで明快な言葉が聞かれなかったということです。そしてその審議会にですね、それを託すということについては、これは住民の付託を受けた議員としてですね、納得できないものであるわけです。まして、その今回その条例の中でですね、議員が入っていないんです、審議会の中に。入ることができないんです。とするならば、専門家を呼んでどこが問題かということ、誰が質すんですか。審議会の人か質せるんですか、これは。私はこの水質汚濁防止法、あるいは廃掃法について、県に対して何回も県のほうへ足を運んで、三重大の生物資源科も足を運びました。川の水というのは公共のものなんです。勝手にみだりに使ってはならないものなんです。そのことを前提にして、なおかつ住民の命と健康を守るためには、どのような条例をつくるべきかという、基本的な部分が欠落していることは事実なんです。

憲法論議も出ましたので、先回の質疑のときでも読み上げましたけども、再度、住民の皆さんも、またお聞きいただきたいと思っておりますので発言をしたいと思います。水道水源保護条例は水道法に基づき、町民が安心して飲める水を確保するため、水道にかかる水質の汚濁を防止し、その水源を保護し、将来にわたって町民の命及び健康を守ることを目的とし、制定するものです。そのために水源保護地域を指定し、その指定された区域内において水質汚濁し、または枯渇につながる恐れのある事業場を対象事業と定め、将来にわたってその水質と

水源を保護しようとするものであります。憲法第14条では、すべての国民は法の下に平等であって、差別されないと謳われていますが、本日提案された本条例は、この憲法の精神に欠けた条例と言えます。対象事業場について、条例施行後に事業を行うとする対象事業場は事前協議書を提出し、審議会に諮られ、規制対象事業場となるか、規制対象事業場にならないかの決定を受けます。なお、規制対象事業場に認定されなかった場合であっても、将来にわたって行政の監視を受けることになります。しかし、条例施行の際にすでに設置されている各事業場については、一切この条例の規制がかからないものとなっているわけです。

町長の答弁はですね、質疑における答弁は、現在、水道水源に影響のない事業であるため、既設の事業については規制する考えはない。万一、影響を及ぼすような状況になった場合は、私が事業場に出向いて話し合いをしますと述べられたが、このような考えでは何のための対象事業場と定めるのか、理解できないものであるわけです。住民の皆さんもよく聞いていただきたいのです。既設の対象場についても新たな対象事業場と同様に対応すべきであると、私は思うわけです。これでは法の下に平等という精神ではなく、不備な条例と言っても過言ではありません。経過措置を設けて、既設の対象事業場についても規制をしなければ、あとあと大きな問題が生じる可能性があるかと判断するものです。

それからですね、水質を汚濁防止法のことを勉強されれば、もうこの条例はいかに不備なものかということがおわかりになると思うんですけども、この説明をしだす時間がございませぬが、この場所の指定についても海岸ベリのほうですね。海辺のほうは、この俗に言うおちよぼ岩から高丸山が一番高いわけです。高丸山からの水がですね、この沖見団地の横へ来ているわけです。そこからおちよぼ岩へ向けての線を引いてですね、ここから向こうの尾根全部をですね、本来は対象にすべきなんです。ところがこれは非常にこの海岸線の制定がですね、大変甘いものになっているわけです。この点も大変な問題なんです。

さらに言えばですね、山がこうあります。これは山のでっぺんです。ここから尾根からこれを指定すればええというもんじゃないんです。裏側からも入ってくるんです。伏流水というのは。私、国立三重大で随分勉強しましたけども、裏側からも水が入ってきて伏流水となって入られるわけです。地下水として皆さんが言っているのはそれもあるんです。だからこういう問題についてもですね、本当は議会として、私はなぜ修正動議に賛成したかと申しますと、こういう議会として、こういう専門家も呼んで、いろんな形で指摘をして、それで万全なものにしてですね、審議にすべきであると思うわけです。

ご存じのように紅ヶ平のところにおいてもですね、100m下であったのが、300m下に延ば

したその理由は、300mから下から海岸べりまで1,000mから1,500mあると、しかし、300mの下ですでに潮水が発生しておるわけです。ということは潮水が出てきたらですね、当然、その取水口まで地下水が押し寄せられるわけです。その辺についても今回の裁判でもですね、環境の専門家の弁護士も入っているわけですから、なぜ議会として環境の専門家も呼んでですね、聞かないんでしょうか。議会議員が住民の付託を受けて最大限の責任を負わされているにもかかわらずですね、議員が十分この問題について納得できるような議論に参加できないということも、私は極めて不十分さを、不満足なんです。

そしてもう1つはですね、最後ですけども、事業所があればですね、銚子川でも事業所ができましたけども、事業所に対して、これ地下水の伏流水なんですけども、事業所にボーリング調査を命じるべきなんです。ボーリング調査を命じて、そのデータを基にどれだけの水をとってもいいのかどうか、そこを調査をすればいいですよ。3箇所、最低限3箇所、これせないかんわけですよ、事業所に。それでどれだけの水量が確保できるのか、そこによってその対象事業にするのか、規制対象事業にするのかを決めるべきなんですよ。それをしようと思ってもこれは指定区域でないとそれはできません。できないから私は長島のように、このようにですね、学者も呼んででき得る限り対象区域をするのが、長島の緑のようにするのが、私はすべきだと思うんですけど、その点からもね、すべきだと思うんです。

しかし、その内容が非常にその線引きが甘い。憲法違反に引っかかる部分もある。指摘されればこれは裁判で負ける部分だって出てくる、経過措置については。そういう観点で私は再度審議をするために、修正案に賛成したわけですけども、賛成多数とならなかったものですから、やむを得ずこれは、あまりにも大きな問題でありますので、反対せざるを得ない、反対討論をせざるを得なかったと、本当に住民の命と健康を守る水を確保するには、どうすればいいかということ、私は私なりに真剣に考えて、この演壇に立っているということ、住民の皆さんが是非ご理解いただきたいと思います。以上でございます。

**北村博司議長**

次に、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第3 議案第27号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第4

北村博司議長

次に、日程第4 議案第28号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第28号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第 5

北村博司議長

次に、日程第 5 議案第 29 号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 5 議案第 29 号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第 6

北村博司議長

次に、日程第6 議案第30号 紀北町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第30号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第7

北村博司議長

次に、日程第7 議案第31号 紀北町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第31号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第8

北村博司議長

次に、日程第8 議案第32号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

議案第32号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の賛成討論を行います。

経済状況の悪化のもと、身勝手な解雇など、突然職を失い、所得が大幅に減少した人への

負担軽減措置です。雇用保険受給資格者のうち、特定受給資格者、倒産、解雇など、予測できない理由で再就職の準備ができないまま、離職を余儀無くされた場合、また特定理由離職者、期間を定める労働契約が更新されなかったなど、やむを得ない理由で離職した場合、所得割の算定を前年の3割で計算するもので、2年間の経過措置があります。国はこれまで軽減に対する自治体独自の特例措置などをとらないよう指導してきました。今回のこの措置は、その壁を一步前に進めたものであります。高過ぎる国保、払えない国保に対する国民の運動が反映したものであり評価いたします。もっと周知徹底して、困っている人に温かさを伝えることを要望し、私の賛成討論とします。

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第32号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

## 日程第9

北村博司議長

次に、日程第9 議案第33号 平成22年度紀北町一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

玉津充君。

#### 7番 玉津充議員

議案第33号 平成22年度紀北町一般会計補正予算(第1号)について、反対討論を行います。当補正予算には、紀北中学校仮校舎改修事業費 1,447万 8,000円が含まれております。私たちは去る3月議会で町長の交代により、すでに議決した方針が突然変更になったことや、財政状況及び教育環境面などから、紀北中学校の改築関連予算に修正案を提出しましたが、賛成少数で否決されました。修正案を採用していれば、このような無駄な予算は不要でありました。よって、当補正予算に反対いたします。

#### 北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 北村博司議長

次に、原案に反対者の発言を許します。

東篤布君。

#### 1番 東篤布議員

1番 東篤布、私も3月議会です、今、厳しい財政の中、予算を大切に使っていただきたいという思いで、修正動議を出させていただいた一人でございます。なぜこのような3月議会に遡るわけですが、町長は紀北中学校の生徒さんに古い校舎じゃなくて、新しい校舎を建ててやりたい。それはもう親切なんか、ありがたい心はよくわかるんですけども、ちょっと僕は片手落ちだなと思うわけですね。あえて長島高校と言わせていただきますが、この跡地校舎はですね、耐震補強もしている立派なもんなんです。それと比べて東小学校であったり、西小学校であったりですね、引本小であったり。こちらのほうが非常に耐力度試験をしても非常に点数が低いわけです。だからこれを直したとしても、ここ以上の建物にはならないんですね。だから皆建てるだけの予算があるんなら、私は何も反対しませんでした。

しかしなれど、町長は紀北中学校は新しく建てるけども、東、西小は古い校舎で辛抱していただく、これ納得できなかった。そしてですね、町長がその土地、初めての全協で長島高校仮校舎に使いたい。紀北中学校建てたい。だから仮校舎にといたときには、今のこの管理棟ではなくて、裏のほうの特別校舎だったんですね、町長。僕は当然そこの仮校舎とすることじゃなくて、本校舎とすべきでなかろうか、こう意見持っておりましたけれども、も

し仮に仮校舎でするんであっても、その特別校舎でやったほうが予算もかかるし、まず校舎も危険だから管理棟にされたらどうですかと、意見を述べた一人でございます。しかし、そのあとでのいろいろと仮校舎で使うんであればどうなのかといった審議の中でですね、私はまず中学1年生、2年生、3年とおります。やっぱり災害時のこと防犯いろいろ考えても、やはり町全体で考えていかなければならないのは、弱者をどうやって守っていくかということなんです。その姿勢が、基本姿勢が大事だと思うわけでして、ですから、体力的に弱い1年生の生徒の皆さんを2階に入れていただけませんか。私は当然ここは仮校舎として反対でございました。本校舎にするべきだという意見持っております。

しかしなれど、議会の議決が仮校舎で通ったものですから、であるならば、議会の議決に従うのは議員の役目でもありますから、だから仮校舎で使うんであれば、特別校舎でなくて管理棟を使ってほしい。なおかつ、弱い生徒さんをね、逃げやすい避難場所のところにやってほしい。その中で火災のことも考えていただいておりますかと言ったら、当町に梯子車がないこともですね、隣の市の梯子車の長さも知らない。本当に火災のことを考えてくれたのかな。その答弁の中には火のことしっかり管理するから、燃えることはないんだと、火事なんていうのはね、燃やそうと思って燃えるもんじゃないんです。

そして私は、この中には墓石のあれであるとか、修繕費であるとか、小学校における学力調査の予算も入っております。これは大切な予算であることはよく存じておりますけれども、今ここで否決になったとしても、再度考える猶予が、少しの時間が持てばですね、また再度臨時議会でも開いて可決することが可能だと思います。特に今、うちの議会だけでなく、全国的に議会改革という言葉が非常に、流行り言葉のようになっておりますけれども、修正提案も通らないそのような議会ではね、本来の議会改革を目指しておるとは思えません。何でもかんでも予算に可決しておるようではですよ、議会の本来の役目を果たしていないでなかろうかと思うわけです。私はこの全予算に反対するわけではございませんけども、根本から間違っておる子どもたちの安全、考えていくうえでの、それが間違っておるという点と、予算の配分にですね、非常に懸念を感じておる。そういった点でですね、この予算には賛成できかねます。以上です。

#### 北村博司議長

次に、原案に反対者の発言を許します。

奥村武生議員。

## 19番 奥村武生議員

この予算に対して、中学校費反対の立場で討論をさせていただきます。

私はですね、かつての長島の平成15年に行われた耐震表をですね、見るができなかったために、教育委員会の言うことが全面的に正しいと思って今までやってきました。しかしながら、東篤布議員に指摘されて平成15年に行った耐震の結果を見て、なおかつ専門家と、あるいは県、文部省とも話をしてきたところです。しかしながら、その中で得たことは、耐震の5,000点以上は補助の対象になるということですね、わかったことは改築を視野に入れてとあるわけなんです。とするならばですね、紀北中学校のみならず、東小学校も当然改築をすべきです。相賀小学校は当然のことながら。あるいは引本小学校の本館は文化財として残すということを含めても、もう1つの校舎を当然新築にすべきだと思うんです。

だから、町長がおっしゃるように、有利な起債のうちにすると言うならばですね、なぜそこに踏み込んで東小学校、西小学校の半分、三浦小学校ですか、船津小学校、引本小学校の新館、なぜしないんですか。これは当然、本当に生徒の命を安全とするならば、当然、まず行くべきことです。極めていろんな角度から検討がされずにですね、この予算になってきたということは、もう明々白白であると思うわけです。せっかく合併しながらですね、前の奥山さんは長島の予算が多過ぎると、そういう声に押されて東小学校も改築をしたかったんです。しかしながら、まず第一に相賀小学校というふうに声をあげたわけです。そのことを本当に察しておればですね、どなたかでも挙手をしてですね、提起をして、東小学校と一緒にやっていただければ、これは何の文句もなかったのではないのでしょうか。

予算が足りないとするならばですね、将来的な展望にたつとするならば、紀北中学校を長島高校跡に移転をして、それで東小学校を新築すれば、東小学校は東長島の皆さんはですね、安心してそこへ避難することもできるわけです。そして将来的にはバスの一本で、何年後かには赤羽中学校の皆さんも一緒に長校跡に来ればですね、一緒に勉強ができるわけです。そして懸案の問題となっている赤羽老人ホームの問題も、赤羽中学校の皆さんにご理解をいただいて、長校跡に来ればですね、来ていただいて、そして赤羽の老人ホームを赤羽寮を赤羽中学校跡に移せば、これは何の問題もないのではないのでしょうか。これは2番目の私の考えなんです。最低限、最低限、東小学校を新築する。そして紀北中学を新築するんじゃなしに、長校跡に移す、そして将来的には赤羽中学校も長校跡に移す、それが最低限の条件です。

でき得るならば、東小学校も西小学校の半分も、船津小学校も引本小学校も、これは新築して当然のことだと思うわけです。小学校は皆さんの心の故郷です。ある人が小学校をなく

すると言ったら涙を流しました。これには私もびっくりしましたが、そういう観点からも今回のその、できるだけ一般質問でもやりましたけども、できるだけ節約して、そして優良な町にすることが、私は求められるわけです。と思うのです。

非常に、前の小倉教育長は環境面から、ああいう長校跡へ持っていこうと、そして財政面から奥山さんは長校跡がいいというふうに提起したものを、非常に軽々薄々な考えから、改築というふうにしたと思うのです。私は改築するんであったら、もう全部やればいいんです、全部。反対はしませんよ。東小学校も西小学校も、引本小学校も三浦小学校も船津小学校も全部やってくださいと提起してあるんです。だから、したがってこういう討議不十分なですね、非常に無駄の多いこの予算には、当然賛成できないものなのです。

そしてまた、庁舎についても5年以内云々の問題があったとしてもですね、すでに耐震が済んでいるんです。だったら。

**北村博司議長**

奥村議員、今回の予算の範囲、議題で討論してください。

**19番 奥村武生議員**

わかりました。予算を大切に使うって優良な町にする意味でも、まだまだ防災面でも多くのお金が要るわけです。財源が必要なんです。そういう点を考えあわせれば、非常にいろんな角度からの検討の不十分な予算である。そういうふうには私は思うので、この紀北中学校改築事業予算については反対するものであります。以上であります。

**北村博司議長**

ほかに、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第33号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

---

## 日程第10

北村博司議長

次に、日程第10 議案第34号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「な し」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「な し」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第34号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

## 日程第11

## 北村博司議長

次に、日程第11 議案第35号 財産の取得についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

松永議員。

## 17番 松永征也議員

議案第35号 財産の取得について、反対の立場で討論をいたします。

財政が非常に厳しい中であります。尾鷲高校長島分校跡地に関連した本庁舎の移転と、それから紀北中学校を改築する、この2つの事業だけです、事業費が約22億円、町の年間予算の4分の1であります。また、財源につきましても合併特例債で15億円もの借金をしなければならないわけであり、後世にですね、多額の負担を残すこととなります。もっと安上がりの方も考えていくべきではないかと考えるところであります。

今回ですね、県とこの売買契約を締結するということになればですね、用途が本庁舎移転等とする特約条項が明記されることとなります。したがって、契約が締結されればですね、当然に履行していかなければならないことは、当然であります。しかし、本庁舎の位置はですね、何と言っても町民の合意が当然必要であります、町民には十分説明されているのかどうか疑問であります。将来、混乱が生じないようにしていくべきであると考えます。

また、庁舎は2つあってですね、3つも要らないと思うわけですが、仮に庁舎が3箇所に至りましてもですね、その機能をどのような形になるのか、全体像はですね、今のところ示されていない状況であります。

また、今後ですね、町民生活に直結したごみ、し尿、老人ホームとか、公営住宅とか、もう事業が山積しておるわけです。しかし、町民生活の環境整備はですね、これこそ優先していかなければならない事業であります。

それから、社会の変化は急激であります。財政面においてもですね、将来を十分見通していくことが重要であります。このようなことからですね、まだまだ調和のとれたまちづくりを行っていくためにはですね、議論が必要であると考えますので、反対討論といたします。

## 北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

東篤布議員。

## 1番 東篤布議員

1番 東篤布、今回の35号はですね、財産取得、いわゆる旧尾鷲高校長島分校跡地の用地買収の予算でございますけれども、これには合併当時から、将来ですよ、この尾鷲高校が長島分校が廃校ということになったら、最も庁舎に適しているのではなかろうかと、こういった話し合いがなされておりました。そうなったらそこに本庁を持っていくのが最も適地と言えるのではないかという話をですね、両町の議員の間に起っておったわけです。

しかしなれど、合併して2、3年のうちに、この海山にあるところの本庁も、長島の支所もですね、何億円というお金をかけて耐震補強したわけです。そこで新たに本庁が、ここの旧、あえて長校と言わせていただきますが、長校の校舎を庁舎にする必要があるのかどうかという懸念もですね、そういった声も出てきたわけですし、私もその一人でもございますが。そこで三重県のほうにはですね、庁舎ありきの考え方で用地取得を申し込んでおってはいけません。ですからですね、学校であっても使えるようにということで、なぜならば片方を中学校に使う、中学校を庁舎に、こういった意見もございました。その方向性で前町長のときには議会の議決をいただきまして、そのような方向性で進んでおって、予算も出ておったわけです。そのときに、いわゆる、となるのであれば庁舎も学校も使えるのであれば、本庁舎用地だけでは駄目でなかろうかという点で、ここに本庁舎移転等用地と書かれてございます。

ですから、私は本庁舎ありきの用地でもないということですね。皆さん前回にもほぼの合意は得ておったように思います。前回の3月議会では庁舎問題はあとにして、まずここを紀北中学校として使うべきでなかろうか、いわゆる当初の奥山町長の時代の予算を議会で議決したんですから、それを踏襲すべきでなかろうかという点で、修正動議を出させていただいたわけでございますが、ですから、私は本来の趣旨から申しまして、この用地を取得することには何ら異議を挟むものでもございません。ただ、あえて再度ですね、言わせていただければ、この立派な校舎を紀北中学校に使えない。ここを紀北中学校に使うおれば、将来の統廃合を考えるならば、最も適地であったのではなかろうか、また併合するにしても何ら問題がなかったのではなかろうかと、もう1つの、いわゆる2つの庁舎が立派になったんだから、どちらかを利用していけばいいではないかと、この3つの考え方が、どれにも当てはまったものではなかろうかと思えます。

そういった点で、この非常に安い額、これ平米当たりいくらになるのか知りませんが、これだけの安い価格でですね、これだけの用地は取得できません。これもこの旧長島高校が設置されるときに、長島町の皆さんの協力があったという、その思いをですね、県も理解してくださったうえで、この安い価格になったのではなかろうかと思っております。これ

がこの財産取得は将来の紀北町の大きな財産になるであろう、これを信じるものですから、賛成討論とさせていただきます。以上です。

北村博司議長

次に、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第35号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

## 日程第12

北村博司議長

次に、日程第12 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて〔紀北町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例〕を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

平野隆久君。

## 12番 平野隆久議員

議案第36号について、賛成の立場で討論いたします。

委員会での決定は、専決処分とした町長の認定が誤っていたとし、その処分が違法ということで不承認ということではありますが、提案理由の説明にもあったように、三重県からの最終的な通達は3月9日付けで送付され、その通達を受け、担当職員において議案の作成に努力したが、事務作業に時間を要したことにより、追加上程ができなかったということであり、臨時会を招集する場合には、招集日の3日前に告示を行い、その後、議会運営委員会の開催、議員への通知、本会議、議決案件の送付など、地方自治法や会議規則に定められた手続きが必要となります。

また、議決された条例に関しては、議決と同時に効力を発生するものでなく、町長の公布によって初めて条例として効力を生じるものであります。このような手続きを必要とすることから、施行日を4月1日からとする本案件について、臨時会を招集し、本会議で議決を得ることは日程的にも非常に厳しい状況であったと判断するものであります。

また、3月定例会終了後の日程を振り返ると、一部事務組合議会等の開催、開発公社理事会などの会議が行われたことも事実であります。ただ、専決処分を行った日が3月定例会最終日ということであったため、議会に報告し、理解を求めるような配慮がほしかったと思うものであります。今後においては無闇に専決処分を行うことのないよう、十分注意していただきたい。このことを指摘させていただきまして、本議案について専決処分としたことに対しては、町長の認定に誤りがなかったものと判断し、賛成討論といたします。

## 北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

## 北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不承認とするものであります。

ただいまから、本案について採決を行います。ご注意いただきたいのは、会議の原則により、可とするほうを諮るという原則からですね、今から本案について承認する方に挙手していただきます。委員長報告に対して諮らずに、原案に対しての可とする方の採決を行います。

す。

どうぞご注意をお願いいたしたいと思います。取り直しはしませんので、ご注意いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

日程第12 議案第36号について、承認することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

---

### 日程第13

北村博司議長

次に、日程第13 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて〔紀北町税条例の一部を改正する条例〕を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は承認とするものであります。

お諮りします。

日程第13 議案第37号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### 日程第14

北村博司議長

次に、日程第14 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて〔平成21年度紀北町一般会計補正予算（第5号）〕を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は承認とするものであります。

お諮りします。

日程第14 議案第38号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は各委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

---

## 北村博司議長

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

引き続き、尾上町長から発言の申し出をいただいておりますので、許可いたします。

尾上町長。

## 尾上壽一町長

6月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月8日に開会されました本定例会では、本日まで終始熱心にご審議をいただき、提案いたしました1件の人事案件と、水道水源保護条例や、本庁舎移転等用地取得議案等の12議案につきまして、原案どおりご同意並びにご可決をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、国におきましては一昨日に通常国会の会期を終え、同日の臨時閣議で参議院議員通常選挙が、今年24日公示、来月11日投開票となることが正式決定され、新聞等によりますと、実質的に選挙体制に入ったと報道されております。現在、我が国の経済情勢は久しく大変厳しい局面を迎えておりますが、本定例会で議員の皆様からご指摘いただいた、本町が抱えるさまざまな課題に早急に対応し、住民の皆様とともに安全安心で活力のある町を築いていくためにも、参議院議員選挙の行方や、今後の国の動向を注視し、紀北町にとって有利な情報をいち早く入手しながら、気持ちを引き締めて町政の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様には、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

季節は梅雨に入り、じめじめとした過ごしにくい日がしばらく続くと思いますが、議員や住民の皆様には健康には十分お気をつけていただき、ますますご活躍されることをお祈り申し上げます。簡単ではございますが、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

## 北村博司議長

以上で、本定例会の日程はすべて終了いたしました。定例会を閉じるにあたり、簡単にご挨拶を申し上げます。

ただいま尾上町長からいろいろお話がございましたけども、本定例会では、本日、討論で激しいというんか、厳しいご議論がございました水道水源保護条例の一本化案とか、庁舎の移転用地等としての財産取得の議案とか、いずれも可決されましたけれども、十分その辺

のご議論を理事者のほうでは、十分その辺を真摯に受け止めていただきたいと思います。

また、専決処分はですね、担当の常任委員会で不承認になったという事実をですね、胸に刻んで、軽々に専決処分しないように、これは議会として一言申し添えておきます。

社会経済情勢が大きな転換期を迎えるところ、依然として先行きが不透明な中、町長はじめ、職員が一丸となって効率、効果的な行財政運営に取り組む姿勢を感じることができたように思います。また、議員各位には住民の代表として熱意を持ち、真剣に議論し、審議を尽くしていただきました。ありがとうございました。閉会後も各委員会の、常任委員会の活動をはじめ地域の会合等何かとご多忙のことと存じますが、住民の負託に応え、町政発展のため、一層のご尽力賜りますようお願い申し上げます。

8日以来、11日間にわたり諸議案の審議をしていただき、本日ここにすべての議事が終了し、お陰をもちまして無事閉会の運びとなりました。今期定例会中に賜りました議員、執行部並びに報道関係各位のご協力に対し、心より厚くお礼を申し上げます。閉会にあたっての簡単なお挨拶とさせていただきます。

どうも有り難うございました。

これをもって閉会いたします。ご苦労様でございました。

(午後 2時 25分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成22年9月8日

紀北町議会議長 北村博司

紀北町議会議員 松永征也

紀北町議会議員 垣内唯好